

性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議について

〔 令和2年4月2日
関係府省申合せ 〕

1. 性犯罪・性暴力対策について、関係府省が連携して取組の強化を検討・推進するため、性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

議長 内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

議長代理 内閣府男女共同参画局長

構成員 警察庁刑事局長

法務省大臣官房政策立案総括審議官

法務省刑事局長

文部科学省総合教育政策局長

厚生労働省子ども家庭局長

3. 会議は、必要に応じ、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

4. 会議の庶務は、内閣府男女共同参画局において処理する。

5. 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。